

「ウッド・チェンジ」促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号 以下「規則」という。）第22条の規定に基づき、「ウッド・チェンジ」促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付）

第2条 市長は、市内の公共施設や店舗等での氷見産木材の利用を促進してその使用の普及啓発を図るため、氷見市内において公共施設や店舗等を新築し、又は増改築する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

（定義）

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義はそれぞれ次に定めるところによる。

- (1) 氷見産木材 氷見市内の森林において合法的に伐採され、富山県内において加工された木材をいう。ただし、県内ではできない加工を要する場合はこの限りではない。
- (2) 造作材 内装、外装など建築物の造作に使用するものをいう。
- (3) 構造材 柱、梁、桁など建築物の構造耐力上、主要な部分に使用するものをいう。

（事業実施主体）

第4条 本事業を実施できる主体は、次条に定める施設を整備する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は対象としない。

- (1) 宗教的活動を行う組織又は団体
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業施設を営む者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に規定する暴力団員が関与している場合
- (4) 補助金を交付するにあたり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがあるものの

(対象施設)

第5条 本事業の対象施設は次の各号に該当するものとする。

- (1) 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）第1条に定める施設
- (2) 不特定多数の利用が見込める施設（ただし、居住や事務を目的とした施設・スペースは除く。）
- (3) その他市長が認める施設

(補助金の交付対象)

第6条 補助金の交付対象となる施設は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 氷見市内で自ら利用するために新築または増改築をする施設であること（売払いを目的とするものは対象外とする。）。なお、店舗と住宅を兼ねる建築物の場合は、店舗部分に係る部材のみを補助対象とする。
- (2) 氷見産木材の使用量が20平方メートル以上または1立方メートル以上であること。
- (3) 施設が氷見産木材活用促進事業補助金の交付対象ではないこと。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、構造材として使用される氷見産木材1立方メートル当たり1万円、造作材として使用される氷見産木材1平方メートル当たり5千円とし、同じ部材を重複して算定しないこととする。また、使用量にそれぞれ1立方メートル、1平方メートルに満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 1件当たりの補助金の上限は200万円とする。

(補助金の交付条件)

第8条 補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本事業により取得、または効用の増加した財産の処分は10年間実施しないこと。
- (2) 氷見産木材の普及啓発のため、次の事項を実施すること。
 - ア 市が実施する氷見産木材活用の普及啓発への協力
 - イ 市が提供する氷見産木材PRプレート等の設置

(事業計画の認定申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、事業計画認定申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 氷見産木材使用箇所を明示した平面図及び立面図
- (3) 氷見産木材使用量計画計算書(様式第3号)

2 前項の認定申請は、施設等建設の着工前に行わなければならない。

(事業計画の認定通知)

第10条 市長は、前条の規定による事業計画の認定申請があったときは、当該申請書の内容について審査し、補助金を交付すべき対象となる計画であると認めたときは、事業実施主体に対し事業計画認定の通知をするものとする。ただし、事業計画の認定は、補助金の交付を約束するものではない。

(事業計画内容の変更)

第11条 事業計画の認定を受けた事業実施主体は、計画内容を変更する場合は、軽微な変更を除き、あらかじめ変更承認申請書を市長に提出し、その承認を得るものとする。

(辞退)

第12条 事業計画の認定を受けた事業実施主体は、認定を辞退する場合は、速やかに辞退届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。なお、特段の理由がなく事業計画認定日から1年以内に補助金交付申請がない場合は辞退したものと見なすものとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第13条 事業実施主体は、事業計画の認定を受けた補助事業が完了したときは、補助事業完了の日から起算して1月を経過した日、または補助事業の完了の日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、補助事業の成果を記載した補助金交付申請書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第6号)
- (2) 氷見産木材使用量実績計算書(様式第7号)
- (3) 木工事完了時の写真
- (4) 完成図面

- (5) 工事請負契約書の写し
- (6) 事業実施主体による検査調書または納品書の写し
- (7) 支払い確認書類等の写し
- (8) 氷見産木材伐採証明書（様式第 8 号）

（補助金の交付決定及び額の確定）

第 14 条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、事業実施主体に対し交付決定及び額の確定の通知をするものとする。

- 2 市長は、事業計画認定の順に関わらず、補助金交付申請書を受理した順に内容の審査及び交付決定を行うこととし、年度の予算の範囲を超えた時点で受付を停止するものとする。
- 3 補助金の額の算定や補助要件等は、事業計画認定をされた年度に関わらず、補助金交付申請年度の交付要綱に基づくものとする。

（補助金の交付決定等の取消、補助金の返還）

第 15 条 市長は、事業計画の認定又は補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業計画認定又は補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとし、既に補助金を交付している場合は、交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により事業計画認定又は補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を申請目的以外に使用したとき。
 - (3) この要綱の規定に違反したとき。
- 2 事業実施主体は、前項の処分に関して補助金の返還を命じられたときは、規則の定めるところにより返還しなければならない。

（細則）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(認定申請)

- 2 第9条の規定による認定申請及び審査、その結果の通知は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。